

平成30年4月2日

大阪府立西浦支援学校長

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく、役務請負契約の事前公表について

イ 契約の内容

大阪府立西浦支援学校受付業務

期間 平成30年4月9日から平成31年3月31日

契約先 公益社団法人 羽曳野市シルバー人材センター

ロ 決定方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約